令和３年度国民健康保険税について

令和３年度から段階的に資産割を廃止します。以前は、固定資産の所有が経済的負担能力を示すものと捉えられ、資産割が所得割を補完する位置づけにありました。現在は、無職者や年金生活者が多く加入し、必ずしも固定資産の保有が負担能力を表すものではない状況になっていること等を鑑み、美波町では令和３年度から段階的に資産割を廃止します。それに伴い、不足する財源を補うために所得割の税率の引き上げを行うことになりました。なお、課税限度額は据え置いています。

区分		令和３年度	令和２年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	7.0%	6.0%
	資産割	30.0%	52.0%
	均等割※1	21,000 円	21,000 円
	平等割※2	18,000 円	18,000 円
	(課税限度額)	(630,000 円)	(630,000 円)
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.0%	2.0%
	資産割	13.0%	13.0%
	均等割※1	6,500 円	6,500 円
	平等割※2	6,100 円	6,100 円
	(課税限度額)	(190,000 円)	(190,000 円)
介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割※1	10,000 円	10,000 円
	(課税限度額)	(170,000 円)	(170,000 円)

※１．被保険者１人当たりの税額 ／ ※２．被保険者１世帯当たりの税額

国民健康保険税の納税義務者は世帯主(ご本人が国民健康保険に加入していない方も含む)です。
請求や通知や納付書等はすべて世帯主のお名前で送付されますので、ご注意ください。
※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が７割・５割・２割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。